

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	愛知県名古屋市 守山区在住 49歳の男性	平. 1 8 . 3 . 2 2	中皮腫	平. 1 8 . 1 1 . 2 7	平. 1 8 . 1 2 . 1 3	認 定	原処分を取り消す 本件については、病理組織学的検査が実施されておらず、細胞診所見、画像所見及び胸水ヒアルロン酸値を総合すると、中皮腫と確定診断するには至らないものの、中皮腫である可能性が十分であると判断され、逆に中皮腫でないとする積極的所見もないので、これを中皮腫でないことは疑問であり、迅速に石綿による健康被害を救済しようとする法の趣旨、目的に鑑みれば、法に規定する中皮腫であるとし、救済を行うことが相当である	認定申請者は、審査請求人の父 昭和6年名古屋市で出生 昭和21年から同34年まで左官として従事 昭和34年から平成10年までタイル職人として従事 平成18年11月、認定申請者が死亡(享年75歳)したので、認定申請者の長男が地位を承継し審査請求に至った 裁決理由等の詳細は、別添裁決書No. 1を参照
2	東京都北区在住 39歳の女性	平. 1 8 . 3 . 2 8	中皮腫	平. 1 8 . 1 1 . 2 7	平. 1 8 . 1 2 . 2 5	認 定	原処分を取り消す 環境大臣(中環審)の審査の経緯及び内容からすると「中皮腫ではないと判定できる」とした、医学的判定結果は疑問である上、審査請求後に請求人から提出された新資料を加える等して新たな検討がなされれば、請求人の申請に係る疾病が中皮腫であると認められる可能性が十分にあると言ふべきである	審査請求人は昭和43年群馬県渋川市で出生 平成元年から同9年まで、建設会社等で事務に従事 裁決理由等の詳細は、別添裁決書No. 2を参照

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
3	大阪府吹田市在住 66歳の男性	平. 1 8 . 4 . 2 0	中皮腫	平. 1 9 . 1 . 5	平. 1 9 . 2 . 5	認 定	原処分を取り消す 本件は、原処分後に病理組織標本を含む新たな資料が提出されているので、改めて検討がなされれば、請求人の申請に係る疾病が中皮腫と認められる可能性が高いと言ふべきである	審査請求人は、昭和17年生まれ(出生地不詳) 昭和39年から平成13年まで、ガラス繊維、断熱材を取り扱う事業所で営業等に従事 裁決理由等の詳細は、別添裁決書No. 3を参照
4	大阪府高槻市在住 81歳の女性	平. 1 8 . 7 . 2 (認定申請・・・ 平. 1 8 . 5 . 2 2)	中皮腫	平. 1 9 . 2 . 6	平. 1 9 . 4 . 5	認 定	原処分を取り消す 本件については、環境大臣(中環審)の審議内容からすると、その「中皮腫でない」と判定できる」とする判定結果は承服し難く、むしろ中皮腫である可能性が十分認められたのであって、これに主治医の臨床所見等を加味して判断すれば、認定申請者の疾病は法上の中皮腫と認めるのが相当である	認定申請者は、審査請求人の夫 大正11年三重県飯南郡で出生 昭和15年から同18年、及び同27年以降において鉄工所に勤務 平成18年6月、認定申請者が死亡(享年83歳)したので、同年7月審査請求人が決定申請 裁決理由等の詳細は、別添裁決書No. 4を参照

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
5	大阪府高槻市在住 27歳の女性	平. 1 8 . 6 . 2 1 (認定申請・・・ 平. 1 8 . 3 . 2 4)	中皮腫	平. 1 9 . 1 . 2 3	平. 1 9 . 3 . 3	認 定	棄 却 環境大臣による医学的判定の結果は、医学的に見て、不合理な点はなく、当審査会におけるCT画像の検討結果も、それを支持するものである。認定申請者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかったとは認められない	認定申請者は、審査請求人の母 昭和32年大阪市で出生 本人に石綿に関わる勤務歴はないが、家族に石綿関係作業歴あり 平成18年6月、認定申請者が死亡(享年49歳)したので、同月審査請求人が決定申請
6	京都府京都市 西京区在住 79歳の男性	平. 1 8 . 5 . 1	肺がん	平. 1 9 . 3 . 1 2	平. 1 9 . 4 . 2 3	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄 却 審査請求人の妻の肺がんについて石綿を吸入することによりかかったものではないとした環境大臣の医学的判定は医学的に納得できるものであり、この判定を踏まえて処分庁が行った原処分は妥当と認められ、他に請求人の主張を裏付けるに足りる資料もない	死亡者は、審査請求人の妻 昭和7年、岐阜県恵那郡で出生 昭和30年～同36年まで、石綿を取り扱う工場に近い中学校に勤務 死亡年月は、平成16年6月(享年71歳)